

型番登録に関するよくあるご質問

| No. | 質問   | 回答   |
|-----|--|--|
| 1   | 提出書類の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書のどちらがよいですか。   | 登記事項証明書については、発行から6か月以内の履歴事項全部証明書、または現在事項全部証明書のどちらの提出でも問題ありません。<br>詳細については、補助対象製品（性能基準設定製品）に関する型番登録要領7ページ「3-1. 申請に必要な書類」を確認してください。  |
| 2   | 製品型番登録の追加申請は可能ですか。   | 製品型番登録の追加申請は可能です。<br>同一の製品種別を追加登録する場合には、「製品型番リスト」「製品カタログ（仕様書等）」を提出してください。<br>別の製品種別を追加登録する場合には、「補助対象製品登録申請書」「製品型番リスト」「製品カタログ（仕様書等）」を提出してください。<br>※詳細については、補助対象製品（性能基準設定製品）に関する型番登録要領の7ページ「3-1. 申請に必要な書類」を確認してください。 |
| 3   | 新たに製品型番登録をする場合、製品型番リストの「製品型番」はどのように入力すればよいですか。   | 当団体で照合するためにメーカー様で管理されている製品カタログ（仕様書等）、性能証明書に記載の型番を入力してください。<br>※他製品と重複があった場合でも問題ありません。<br>脱炭素ビルリノベ事業ウェブページの型番検索画面には当団体に付番し、公表されます。  |
| 4   | 製品型番登録後に対象設備がモデルチェンジした場合、その設備も対象となるのか教えてください。  | 再度、製品型番登録申請を行った場合は対象となります。<br>追加で製品型番登録を行う際は、モデルチェンジをした製品の「製品型番リスト」「製品カタログ（仕様書等）」を提出してください。  |
| 5   | 販売店が製品型番登録の申請をしてもよいですか。  | 販売店が製品型番登録の申請をする場合、自社の責任で性能の証明、及び出荷・販売を行える事業者であること（製造物責任法（PL法）に規定する製造業者等）を求めています。<br>※詳細については、補助対象製品（性能基準設定製品）に関する型番登録要領及びBEMSに関する製品仕様確認要領の「2-2.製品型番登録を行う者の条件」を確認してください。   |
| 6   | 断熱窓は、建築構造の種類によって補助対象外となることがありますか。  | 断熱窓は、構造を問わず基準値を満たしていれば補助対象となります。   |
| 7   | 真空ガラスを使用した断熱窓の製品型番登録はできますか。  | 真空ガラスは複層ガラスの仕様に含まれるため、基準値を満たしている場合、製品型番登録をすることができます。   |
| 8   | 同一製品シリーズにおいて、Uw値が同じであっても窓種別が異なる場合は窓種別毎に製品型番登録をしてもよいですか。  | 製品名に窓種別等を追記のうえ、窓種別毎にご登録ください。   |
| 9   | 断熱材の製品型番リストについて、複数の箇所（壁と屋根等）に使用できる製品の場合、「改修部位種別」はどのように選択すればよいですか。                                      | 改修部位種別毎に製品型番登録が必要なため、複数の箇所に使用できる製品の場合は、同一製品であっても別製品として行を分けて「改修部位種別」をそれぞれ選択してください。  |
| 10  | 天井断熱工事に用いる吹込み断熱材の場合、どの基準値が該当しますか。  | 天井断熱工事に用いる吹込み断熱材においては、熱伝導率が0.052[W/(m・K)]以下の製品も認めています。<br>原則はAランクとしての登録となりますが、性能値が高い製品についてはSランクとしての登録を妨げるものではありません。<br>例えば、グラスウールの天井吹込み断熱材の場合は、0.037[W/(m・K)]以下の製品であればSランクとしての登録が可能となります。                          |
| 11  | 制御機能がついていないLED照明器具の場合、製品型番登録の申請はできますか。   | 制御機能がついていないLED照明器具の場合、製品型番登録の申請はできません。<br>本事業の製品型番登録対象となる照明器具の製品区分は制御機能付きLED照明器具となります。<br>※詳細については、補助対象製品（性能基準設定製品）に関する型番登録要領14ページ「④制御機能付きLED照明器具」を確認してください。   |
| 12  | 高効率空調、制御機能付きLED照明器具の製品型番登録について、SIIの令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業で製品型番登録申請をした場合、改めて本事業でも書類を提出して申請する必要がありますか。 | 令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業で製品型番登録申請をしている場合は、改めて本事業へ「製品型番リスト」を提出する必要はありません。<br>ただし、以下書類は事業毎に確認をするため、本事業にも提出してください。<br>① 補助対象製品登録申請書<br>② 登記事項証明書<br>※2024年6月30日（日）までにGX推進の取り組みに関する表明を行ったメーカーのみ申請が可能です。                |
| 13  | システムとしての名称をメーカーにて定めていない場合、「システム・機器名称」はどのように登録すればよいですか。   | BEMSの主装置（中央監視装置等）の名称をご登録ください。製品仕様確認リストは、「システム・機器名称」と「主装置名称」に同じ名称をご入力ください。  |